

◆給与所得金額の計算表

給与収入金額(A)	給与所得金額
651,000 円未満	0 円
651,000 円以上 ~ 1,900,000 円未満	(A) - 650,000円
1,900,000 円以上 ~ 3,600,000 円未満	(A)×70% - 80,000円
3,600,000 円以上 ~ 6,600,000 円未満	(A)×80% - 440,000円
6,600,000 円以上 ~ 8,500,000 円未満	(A)×90% - 1,100,000円
8,500,000 円以上	(A) - 1,950,000円

※国税庁HPに早見表の掲載があります。

➡ 国税庁HP掲載パンフレット「令和7年分年末調整のしかた」47頁~ 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

◆公的年金等の所得金額の計算表

○65歳未満の人(昭和36年1月2日以後生まれ)	
公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得の金額
1,300,000 円未満	(A) - 600,000円
1,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	(A)×75% - 275,000円
4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	(A)×85% - 685,000円
7,700,000 円以上 ~ 10,000,000 円未満	(A)×95% - 1,455,000円
10,000,000 円以上	(A) - 1,955,000円
○65歳以上の人(昭和36年1月1日以前生まれ)	
公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得の金額
3,300,000 円未満	(A) - 1,100,000円
3,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	(A)×75% - 275,000円
4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	(A)×85% - 685,000円
7,700,000 円以上 ~ 10,000,000 円未満	(A)×95% - 1,455,000円
10,000,000 円以上	(A) - 1,955,000円

年齢にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が、1,000万円超2,000万円以下の場合は上記計算結果に10万円を、2,000万円超の場合は20万円を加えます。

(A)が8,500,000円以上で下記①～③のいずれかに該当する場合、左記計算結果から「所得金額調整控除額」を控除します。

- ①本人が特別障害者
- ②23歳未満の扶養親族あり
- ③特別障害者の同一生計配偶者又は扶養親族あり

(A)	所得金額調整控除額
8,500,000円以上～ 10,000,000円未満	((A)-8,500,000円)× 10% (小数点以下切上)
10,000,000円以上	150,000円

【給与所得及び公的年金等に係る雑所得の両方があり、それらの合計額が10万円を超える場合】

給与所得金額(10万円を超える場合には10万円)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合には10万円)の合計額から10万円を控除した残額(最大で10万円)を、給与所得の金額から控除します。

◆生命保険料控除の計算表

契約の区分		支払保険料の金額(A)	生命保険料控除額
旧契約 (H23年12月31日以前締結分)	・生命保険 ・個人年金	15,000円以下	支払保険料の全額
		15,000円超 40,000円以下	(A)×50% + 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	(A)×25% + 17,500円
		70,000円超	35,000円
契約の区分		支払保険料の金額(A)	生命保険料控除額
新契約 (H24年1月1日以後締結・更新分)	・生命保険 ・個人年金 ・介護医療	12,000円以下	支払保険料の全額
		12,000円超 32,000円以下	(A)×50% + 6,000円
		32,000円超 56,000円以下	(A)×25% + 14,000円
		56,000円超	28,000円

※控除額は生命保険・個人年金・介護医療をあわせて70,000円が上限です。

※新契約と旧契約両方の保険料を支払っている場合、新旧それぞれの計算方法により算出した金額の合計額が控除額となります。各保険の上限額は28,000円です。

◆地震保険料控除の計算表

契約の区分		支払保険料の金額(A)	地震保険料控除額
①	地震保険	50,000円以下	(A)×50%
		50,000円超	25,000円
②	旧長期損害保険	5,000円以下	支払保険料の全額
		5,000円超 15,000円以下	(A)×50% + 2,500円
		15,000円超	10,000円
③	①・②両の場合	①で求めた金額 + ②で求めた金額	(上限額25,000円)

※同一の契約で地震保険と旧長期損害保険の両方が備わっている場合は、どちらか一方を選択してください。

●特定親族特別控除 R8年度～

特定親族の合計所得金額(給与のみの場合)	特定親族特別控除額
58万円超 ~ 85万円以下	63万円
85万円超 ~ 90万円以下	61万円
90万円超 ~ 95万円以下	51万円
95万円超 ~ 100万円以下	41万円
100万円超 ~ 105万円以下	31万円
105万円超 ~ 110万円以下	21万円
110万円超 ~ 115万円以下	11万円
115万円超 ~ 120万円以下	6万円
120万円超 ~ 123万円以下	3万円

所得者が特定親族(所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者・専従者を除く))で合計所得金額が58万円超123万円以下の人)を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除できます。